

資料1

四国圏広域地方計画有識者懇談会規約

(名称)

第1条 本会議は、四国圏広域地方計画有識者懇談会(以下「懇談会」という。)と称する。

(目的)

第2条 懇談会は、四国圏広域地方計画協議会(以下「協議会」という。)の求めに応じ、四国圏における国土形成計画法(昭和25年法律第205号)第9条に規定する広域地方計画(以下「四国圏広域地方計画」という。)を定めるために協議会で行われる協議において、専門的な見地から意見を述べることを目的とする。

(組織)

第3条 懇談会は、別表に掲げる有識者(以下「委員」という。)で組織する。

- 2 委員は非常勤とし、その任期は四国圏広域地方計画が新たに定められるまでとする。ただし、再任を妨げない。

(座長)

第4条 懇談会に座長及び座長代理を置き、委員の互選により選任する。

- 2 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 3 座長代理は、座長に事故があるときにその職務を代理する。

(運営)

第5条 懇談会は、座長が召集する。

- 2 座長は必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を徴することができる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、四国圏広域地方計画推進室において処理する。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成19年12月26日から施行する。

改正 平成26年12月 1日

改正 令和 4年 5月27日

改正 令和 6年 4月 1日

改正 令和 6年 6月 5日

(設立時委員の任期特例)

第2条 学識者会議設立時の委員においては、第3条第2項の規定にかかわらず、その任期を最初の四国圏広域地方計画が定められた日の属する年度の末日までとする。

(協議会設置までの読み替え)

第3条 協議会の設立の時まで、この規約で「四国圏広域地方計画協議会」または「協議会」とあるものは、「四国圏プレ広域地方計画協議会」または「プレ協議会」と読み替えるものとする。

四国圏広域地方計画有識者懇談会委員名簿 (令和6年6月5日現在)

入江 賀子	愛媛大学社会共創学部准教授
加藤 史子	WAmazing 株式会社代表取締役 CEO
香西 志帆	株式会社百十四銀行地域創生部/映画監督
近藤 明子	四国大学経営情報学部准教授
坂本 世津夫	四国情報通信懇談会 副会長
隅田 徹	株式会社えんがわ代表取締役社長
淡野 寧彦	愛媛大学社会共創学部准教授
豊田 哲也	徳島大学大学院社会産業理工学研究部教授
中橋 恵美子	認定特定非営利活動法人わははネット理事長
那須 清吾	高知工科大学経済・マネジメント学群教授
芳我 ちより	香川大学医学部教授
原 忠	高知大学教育研究部教授
町田 美紀	株式会社 and. 取締役
森脇 亮	愛媛大学大学院理工学研究科教授
山崎 隆之	香川大学経済学部教授

(敬称略、50音順)